

南海トラフ地震等、地震に対する学校の対応について（令和4年度）

南海トラフ全体で大規模地震の切迫性が高まってきていることから、平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、総合的な地震対策が進められているところです。瑞穂市においても南海トラフにひずみが生じ、東海地震・東南海地震・南海地震の3つの地震が発生した場合には、震度5以上のゆれが想定され、十分な対応が必要です。

そこで、南海トラフ地震等の大地震に対して、下記のように対応しますのでご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

なお、ご家庭においても折にふれ、それぞれの対応について話し合っておいてください。

(1) 授業日

		注意情報、予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5弱以上の地震）
生徒の対応	登校前	○自宅又は安全を確保できる場所で待機する。	○自宅又は安全を確保できる場所で待機する。
	登校時	○登校中は登校する。 ※早い段階で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は自宅で待機 ※集合場所で「注意情報」及び「予知情報」が入った場合は、帰宅 ○登校後は運動場へ一時避難する。 ○その後は在校時に準ずる。	○登校中は 自宅又は学校、安全を確保できる場所のうち近い所 に行く。（地震情報は、市防災無線により広報） ○運動場へ一時避難する。 ○校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。 ○下校が困難と判断される場合は、体育館で待機する。
	在校時	○運動場へ荷物を持って避難する。 ○通学団別に分かれて避難する。 ○ 保護者が迎えに来て担当者との確認の上で下校 する。 ○保護者と連絡が取れない児童は、そのまま待機する。	○運動場へ一時避難する ○帰宅は、校区の被害状況を見届け、安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。（地震情報は、市防災無線により広報） ○下校が困難と判断される場合は、体育館で待機する。
	下校時	○そのまま帰宅する。 ○放課後時の在校児童は、校内放送により運動場に集合し、 保護者が迎えに来るまで学校で待機 する。 ○保護者と確認後、通学団ごとに下校する。	○危険な場所を避け、運動場に一時避難をする。 ○下校途中の時は 自宅又は学校の近い方 に行く。 ○放課後時の在校生徒は、運動場に一時避難する。 ○帰宅は、校区の被害状況を見届け安全を確認の上、 保護者が迎えに来て下校 させる。

※担任又は地区担当の職員の確認をせず、無断で子どもを連れて帰らないようにお願いします。

※安全を確保できる場所…安全な親類・知人宅、指定避難所など

(2) 下校後及び休業日

		注意情報時及び予知情報時（警戒宣言発表）	地震発生時（震度5弱以上の地震）
対応	授業日	○学校から連絡があるまで自宅又は安全を確保できる場所で待機	
	休業日	○学校から連絡があるまで自宅又は安全を確保できる場所で待機	

(3) 連絡方法

気象庁から出される「注意情報」後や「予知情報（警戒宣言発表）」の際、各ご家庭への連絡は、緊急メールを通じて行わせていただきます。なお、発表時には電話が殺到すると敏速な対応に影響するため、電話による問い合わせはご遠慮ください。また、携帯電話は、規制がかかる可能性があります。

(4) 地震災害後の連絡について

緊急メールで行う予定ですが、災害規模によっては、災害用伝言ダイヤル“171”（災害時発生のみ）からも、学校からの連絡事項が聞けるようにします。

◆かけ方 ①電話からかける。②171-2-058-328-2039

(5) 本案内は、家族がすぐ目にとまるところに保管してください。